

●香川県告示第97号

平成21年香川県告示第99号（ビクターバースとして利用可能な係留施設）の一部を次のように改正し、平成24年3月5日から施行する。

平成24年3月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
港湾名	港湾施設の種類	名称	所在地	施設延長(m)	港湾名	港湾施設の種類	名称	所在地	施設延長(m)
多度津港	係留施設	略			多度津港	係留施設	略		
坂手港	略				土庄東港	〃	土庄東港浮棧橋	小豆郡土庄町東港	23.7
略					坂手港	略			
					略				